

平成29年11月22日

各 位

不祥事件について

にいかわ信用金庫

誠に遺憾ながら、当金庫におきまして不祥事件が発覚いたしました。

日頃から当金庫をご信頼いただき、お取引いただいております皆さま並びに会員の皆さま、また、関係各位には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、本件につきましては不祥事件対策委員会におきまして発生原因の検証や再発防止策の検証を行い、厳正に対処する所存であります。

記

1. 不祥事件の概要

- (1) 事故者 本部元男性職員(52才、平成29年11月22日付懲戒解雇)
- (2) 発生店 新庄支店、生地支店、本店営業部、魚津駅前支店
- (3) 発生期間 平成17年6月から平成29年8月
- (4) 事故金額 流用額 約27百万円、着服額 約21百万円
- (5) 事件の概要

平成29年9月20日(水)、本店営業部の渉外係がお客様から預った定期預金証書の証書額面と金庫元帳の残高が相違していることを発見し、定期預金証書の金額欄の変造が疑われたことから、元男性職員に確認したところ、着服の事実を認め発覚したものです。

流用・着服の手口は、上記のほかお客様から正規の手続きを取らずに預った預入依頼の現金を流用・着服したものや個人向け国債及び個人年金保険の申込金を着服し、契約の証しとなる受渡し計算書等を自身で偽造し交付しておりました。

流用・着服した資金は、主に自身の遊興費に端を発してカードローンやクレジットカード、消費者金融等からの借入金で借財が膨らみ、各種返済や生活費等に充てていたほか、自身の遊興費に費消していたものです。

2. お客さまへの対応

ご迷惑をおかけしたお客様には、事情を説明したうえで謝罪しお客さまへ弁済を進めております。

また、今後、お客さま全員に残高の確認案内を郵送し、ほかに被害にあわれたお客さまがいないか確認を行わせていただきます。

3. 関係機関への届け出等

本件に関しましては、当初、法令に基づく財務局の届け出はしておりませんが、先般、財務局へ届け出を行うとともに警察に通報いたしました。

4. 事故者及び関係者の処分

事故者 平成29年11月22日付で懲戒解雇

関係者 発生原因の検証や再発防止策並びに責任の所在等について、不祥事件対策委員会の調査・検証の結果をもって厳正に処分する予定です。

5. 再発防止と今後の対応

当金庫として、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、信頼回復のため役職員一同改めて猛省するとともに二度とこのような不祥事件が発生することの無いよう原点に立ち返り、ガバナンスの徹底及び内部管理態勢の充実・強化を図り、健全な業務運営に努めてまいります。

今後とも皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げまして、お詫びとご報告に代えさせていただきます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

澤本(担当理事)、梅澤(担当部長)

TEL : 0765-24-1214 (代表)